



佐賀県公報

平成20年
11月28日
(金曜日)
第 13106号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

(七九・県民協働課) 二

◎佐賀県立病院好生館財務規則の一部を改正する規則

(八〇・医務課) 三

◎一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(八一・総務法制課) 三

告示

◎佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱の一部改正

(四二八・商工課) 六

◎佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱

(四二九・生産者支援課) 六

◎佐賀県造林事業補助金交付要綱の一部改正

(四三〇・林業課) 六

◎宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引主任者証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の指定

(四三一・建築住宅課) 七

◎建築士法第十五条の十七第一項の規定による佐賀県指定試験機関の指定の一部改正

(四三二・) 七

◎住みたい佐賀の家づくり促進事業制度要綱の一部改正

(四三三・) 七

◎佐賀県地域優良賃貸住宅制度要綱の一部改正

(四三四・) 七

◎佐賀県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正

(四三五・市町村課) 八

公告

◎公共ネットワーク維持管理業務委託に係る一般競争入札

(情報・業務改革課) 八

◎相知地区伊岐佐下換地区換地計画

(農地整備課) 三

訓令甲

◎保健福祉事務所処務規程及び佐賀県本庁決裁等規程の一部を改正する訓令

(一四・総務法制課) 三

教育委員会事項

◎一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う佐賀県教育委員会規則の整理に関する規則

(規則・一四) 三

◎教育庁専決規程及び佐賀県立学校長の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令

(訓令甲・一) 二四

人事委員会事項

◎平成二十年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度)の実施

公安委員会事項

◎佐賀県警察組織の一部を改正する規則

◎佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

◎佐賀県公安委員会事項の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱

◎落札者等の公示

◎佐賀県東部工業用水道職員就業規程の一部改正

◎公布された規則のあらまし

◎特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(規則第七九号)

1 電磁的方法による社員総会の表決権行使の方法を定めることとした。

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二〇年二月一日から施行することとした。

◎佐賀県立病院好生館財務規則の一部を改正する規則(規則第八〇号)

1 新病院建設課の分掌事務のうち、電子入札システムによる入札を行う契約に係る入札、監督、検査又は確認の事務は、入札・検査センターの長に委任

2 新病院建設課の分掌事務のうち、電子入札システムによる入札を行う契約に係る入札、監督、検査又は確認の事務は、入札・検査センターの長に委任

3 新病院建設課の分掌事務のうち、電子入札システムによる入札を行う契約に係る入札、監督、検査又は確認の事務は、入札・検査センターの長に委任

4 新病院建設課の分掌事務のうち、電子入札システムによる入札を行う契約に係る入札、監督、検査又は確認の事務は、入札・検査センターの長に委任

5 新病院建設課の分掌事務のうち、電子入札システムによる入札を行う契約に係る入札、監督、検査又は確認の事務は、入札・検査センターの長に委任

6 新病院建設課の分掌事務のうち、電子入札システムによる入札を行う契約に係る入札、監督、検査又は確認の事務は、入札・検査センターの長に委任

7 新病院建設課の分掌事務のうち、電子入札システムによる入札を行う契約に係る入札、監督、検査又は確認の事務は、入札・検査センターの長に委任

8 新病院建設課の分掌事務のうち、電子入札システムによる入札を行う契約に係る入札、監督、検査又は確認の事務は、入札・検査センターの長に委任

することとした。

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(規則第八一号)

1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等が施行されることに伴い、佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則その他関係規則について、所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、平成二〇年二月一日から施行することとした。

○規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第七十九号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年佐賀県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「第七條第四項」を「第九條第四項」に改め、同條を第二十二條とする。

第二十一條中「第七條第四項」を「第九條第四項」に改め、同條を第二十二條とする。

第二十條第一項中「第七條第四項」を「第九條第四項」に改め、同條を第二十一條とする。

第十九條中「第七條」を「第八條」に改め、同條を第二十條とする。

第十八條を第十九條とし、第十七條を第十八條とし、第十六條を第十七條と

する。

第十五條第一項中「第五條第一項」を「第六條第一項」に改め、同條を第十六條とする。

第十四條第一項中「第四十條第一項において準用する民法第八十三條」を「第三十二條の三」に改め、同條を第十五條とする。

第十三條を第十四條とする。

第十二條第一項中「第四十條第一項において準用する民法第七十七條第二項」を「第三十一條の八」に改め、同條を第十三條とする。

第十一條を第十二條とし、第十條を第十一條とする。

第九條中「第四條」を「第五條」とし、同條を第十條とする。

第八條第二項の表の第一号の項中「において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十一條第一項の設立の時」を削り、同條を第九條とする。

第七條を第八條とし、第六條を第七條とし、第五條を第六條とし、第四條の次に次の一條を加える。

(電磁的方法)

第五條 條例第三條に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録し

ておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

様式第四号中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、「において準用する民法第51条第1項の設立の時」を削る。

様式第八号中「第12条関係」を「第13条関係」に、「第40条第1項において準用する民法第7条第2項」を「第31条の8」に改める。

様式第十号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第40条第1項において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

佐賀県立病院好生館財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八十号

佐賀県立病院好生館財務規則の一部を改正する規則

佐賀県立病院好生館財務規則（昭和三十八年佐賀県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「館長」を「館長等」に改める。

第二条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、佐賀県立病院好生館規則（昭和三十六年佐賀県規則第三号。以下「好生館規則」という。）第三条に定める新病院建設課の分掌事務のうち、佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号。以下「財務規則」という。）

第二百二条に規定する電子入札システムによる入札を行う契約に係る入札、監督、検査又は確認の事務は佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十

六号）第二条第一項に規定する入札・検査センターの長に委任する。

第三条中「佐賀県立病院好生館規則（昭和三十六年佐賀県規則第三号）」を「好生館規則」に改める。

第九十条の二中「佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号。以下「財務規則」という。）」を「財務規則」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八十一号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

規則の整理に関する規則

（佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則等の一部改正）

第一条 次に掲げる規則の規定中「公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」に改める。

一 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則（平成十九年佐賀県規則第四号）第八条第二項

二 佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十九年佐賀県規則第六十七号）第四条の二第六号

（知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

第二条 知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和二十八年佐賀県規則第四号)の項を削る。

(私立学校に関する定例調査規則の一部改正)

第三条 私立学校に関する定例調査規則(昭和三十四年佐賀県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

様式四中「昭和三十五年五月一日」を「三十五年五月一日」に改める。

「昭和三十五年五月一日」を「三十五年五月一日」に改める。

大正十二年五月一日を「三十二年五月一日」に改める。

昭和三十二年五月一日を「三十二年五月一日」に改める。

「昭和三十二年五月一日」を「三十二年五月一日」に改める。
「昭和三十二年五月一日」を「三十二年五月一日」に改める。

(消費生活協同組合法施行細則の一部改正)

第四条 消費生活協同組合法施行細則(昭和三十七年佐賀県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号中「民法第七十条の規定により」を「組合についての」に改める。

(佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成十五年佐賀県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号イからトまでを次のように改める。

イ 西日本高速道路株式会社

ロ 独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター

ハ 独立行政法人雇用・能力開発機構

ニ 独立行政法人水資源機構

ホ 独立行政法人都市再生機構

ヘ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

ト 独立行政法人環境再生保全機構

第六条第二号リを次のように改める。

リ 独立行政法人中小企業基盤整備機構

第六条第二号中又を削り、ルからトまでをヌからカまでとし、同号中「ヨ」を「カ」に、「財団法人」を「一般財団法人」に改め、同号中タをヨとする。

(佐賀県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第六条 佐賀県立自然公園条例施行規則(昭和四十九年佐賀県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第七号及び第八号中「寄附行為」を削る。

第四条第三項、第五条、第六条第二項、第七条第二項並びに第八条第三項及び第四項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第八条第四項第二号及び第三号中「寄附行為」を削る。

第十条並びに第十六条第一項及び第二項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第十七条の八第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

第二十一条第一項及び第二十四条中「次の各号に」を「次に」に改める。

(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第七条 母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和五十七年佐賀県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は寄附行為」を削る。

(化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第八条 次に掲げる規則の規定中「~~ハ~~」を削る。

一 化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年佐賀県規則第五十五号)

様式第二号及び様式第六号

二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成十六年佐賀県規則第二十九号)様式第一号

三 佐賀県獣医療法施行細則（平成五年佐賀県規則第四号）様式第一号
 四 佐賀県証紙代金収納計器取扱規則（昭和四十六年佐賀県規則第六十七号）様式第三号

（佐賀県地域産業支援センター条例施行規則の一部改正）

第九条 佐賀県地域産業支援センター条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「財団法人佐賀県地域産業支援センター」の下に（昭和四十二年十月二十四日に財団法人佐賀県中小企業機械貸与公社という名称で設立された法人をいう。）を加える。

（佐賀県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正）

第十条 佐賀県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十二年佐賀県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の(一)の項中「公益法人（以下「公益法人」という。）を「一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）」「公益法人、又は」「一般社団法人等又は」「又公益法人」を「又は一般社団法人等」「公益法人が」「一般社団法人等が」に改め、同表の(二)の項中「公益法人」を「一般社団法人等」「又公益法人」に改め、同表の(三)の項中「公益法人、又は」を「一般社団法人等又は」「又公益法人」に改め、同表の(四)及び(五)の項中「公益法人」を「一般社団法人等」「又公益法人」に改め、同表の(六)の項中「公益法人（出資金額又は）」を「一般社団法人等（出資し、又は）」を削ぐ、同表の(七)及び(八)の項中「廻が出資金を拠出する公益法人」を「一般社団法人等」「行つ公益法人」を「行つ一般社団法人等」に改める。

（佐賀県農業協同組合法施行規則の一部改正）

第十一条 佐賀県農業協同組合法施行規則（昭和五十四年佐賀県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出し中「仮理事」を「一時理事の職務を行つべき者の」に改め、同条中「第七十三条第二項において準用する民法第五十六条の規定に

より仮理事」を「第七十二条の十二の六の規定により一時理事の職務を行つべき者」に改め、「農事組合法人仮理事選任請求書」を「農事組合法人一時理事の職務を行つべき者の選任請求書」に改める。

第三十四条中「第七十三条第四項において準用する民法第八十三条」を「七十二号の十八の十」に改める。

（佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第十二条 佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和十五年佐賀県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号リ中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

（佐賀県森林組合法施行細則の一部改正）

第十三条 佐賀県森林組合法施行細則（昭和五十五年佐賀県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十九号中「第百条第四項において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十三条」を「第九十九条の十」に改める。

（佐賀県家畜改良増殖法施行細則の一部改正）

第十四条 佐賀県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年佐賀県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号の表の和牛の項中「社団法人全国和牛登録協会」の下「（昭和二十三年十二月二十八日に社団法人全国和牛登録協会という名称で設立された法人をいう。）」を加え、同表の乳牛の項中「社団法人日本ホルスタイン登録協会」の下に「（昭和二十四年二月八日に社団法人日本ホルスタイン登録協会という名称で設立された法人をいう。）」を加え、同表の豚の項中「社団法人日本種豚登録協会」を「社団法人日本養豚協会（昭和二十四年一月二十日に社団法人日本種豚登録協会という名称で設立された法人をいう。）」に改め、同表の緬羊の項中「社団法人日本緬羊協会」を「社団法人畜

産技術協会（昭和四十年七月一日に社団法人畜産技術協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）に改め、同表の山羊の項中「社団法人日本綿羊協会」を「社団法人畜産技術協会」に改める。

（佐賀県種畜検査施行規則の一部改正）

第十五条 佐賀県種畜検査施行規則（昭和三十四年佐賀県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「社団法人種豚登録協会」を「社団法人日本養豚協会（昭和二十四年一月二十日に社団法人日本種豚登録協会という名称で設立された法人をいう。）」に改める。

（佐賀県行政組織規則の一部改正）

第十六条 佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の総務法制課の分掌事務の第七号中「公益法人（国家公安委員会の所管事項に係る事業を目的とする公益法人を除く。）」を「公益認定等」に改める。

（知事の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止）

第十七条 知事の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和二十八年佐賀県規則第四号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第四百二十八号

佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱（平成八年佐賀県告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

別表の経営革新支援貸付の経営基盤強化資金の組合等共同事業対策の項中「中心市街地における中心街地の精緻改修及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十一年法律第九十二号）第七條第七項各号」を「中心市街地の活性化に関する法律（平成十一年法律第九十二号）第七條第七項各号」に、「公益法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

附則

この告示は、平成二十年十二月一日から施行する。

●佐賀県告示第四百二十九号

佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和五十五年佐賀県告示第四百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

第三条第一号二中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に、同条第二号ト中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

附則

この告示は、平成二十年十二月一日から施行する。

●佐賀県告示第四百三十号

佐賀県造林事業補助金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第八百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

別表の第一号の流域育成林整備事業の項中「民法（明治二十九年法律第八十

九号)第三十四条の規定により設立された公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

附則

この告示は、平成二十年十二月一日から施行する。

●佐賀県告示第四百三十一号

宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引主任者証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の指定(昭和五十六年佐賀県告示第八十九号)の一部を次のように改正し、平成二十年十二月一日から施行する。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

第一号中「社団法人・佐賀県宅地建物取引業協会」を「社団法人佐賀県宅地建物取引業協会(昭和三十五年三月十六日に社団法人佐賀県宅地建物取引業協会という名称で設立された法人をいう)」に改める。

●佐賀県告示第四百三十二号

建築士法第十五条の十七第一項の規定による佐賀県指定試験機関の指定(昭和六十年佐賀県告示第七百二十九号)の一部を次のように改正し、平成二十年十二月一日から施行する。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

第一号中「財団法人建築技術教育普及センター」の下に「(昭和五十七年九月十日に財団法人建築技術教育普及センターという名称で設立された法人をいう。)」を加える。

●佐賀県告示第四百三十三号

住みたい佐賀の家づくり促進事業制度要綱(平成十三年佐賀県告示第二百九

十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

第四条第一項第四号中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改め、同条第二項第三号口中「財団法人日本建築防災協会」の下に「(昭和四十八年一月五日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。)」を加える。

附則

この告示は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定は、同年十一月二十八日から施行する。

●佐賀県告示第四百三十四号

佐賀県地域優良賃貸住宅制度要綱(平成二十年佐賀県告示第九十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

第四条第三号八中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十年十二月一日から施行する。

(旧佐賀県特定優良賃貸住宅制度要綱の一部改正)

2 佐賀県地域優良賃貸住宅制度要綱附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧佐賀県特定優良賃貸住宅制度要綱(平成六年佐賀県告示第五百九十号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号二中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

●佐賀県告示第四百三十五号

佐賀県地域総合整備資金貸付要綱（平成二年佐賀県告示第五百九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

第一条中「財団法人地域総合整備財団（）」の下に「昭和六十三年十二月二十一日に財団法人地域総合整備財団という名称で設立された法人をいう。」を加える。

附則

この要綱は、平成二十年十一月一日から施行する。

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年11月28日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長 志波 幸男

1 競争入札に付する事項

(1) 業 務 名 公共ネットワーク維持管理業務委託契約

(2) 業務の内容 別添「公共ネットワーク維持管理業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで（36か月）

2 入札参加者の資格に関する事項

この入札に参加できる者は、(1)又は(2)に掲げる要件をすべて満たす単一企業・法人又は複数企業・法人による共同企業体のうち、公共ネットワーク維持管理業務委託に係る技術提案型一般競争入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査により入札参加資格を有すると認められた者とする。

(1) 単一企業・法人の場合の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当する者でないこと。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 本業務の委託に係る入札参加資格確認申請提出書類の提出期限日以前6か月以内に、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

オ 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この様式において「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下この様式において「暴力団員」という。）

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ロ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者

ハ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

ニ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

ヒ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ヘ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

コ 次のいずれにも該当する管理技術者を総括責任者として定め配置する

<p>こと。</p> <p>(ア) システムズ社が認定するCINAの資格又は当該資格と同等以上の資格を有する者</p> <p>(イ) 過去5年以内に同種業務を実施した経験を有する者</p> <p>キ 過去5年以内に同種業務の履行実績を有する者であること。</p> <p>ク 共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の場合の資格要件</p> <p>ア すべての構成員により、以下の事項を規定した協定を締結していること。</p> <p>(ア) 目的</p> <p>(イ) 共同企業体の名称</p> <p>(ウ) 構成員の住所及び氏名</p> <p>(エ) 代表者の名称</p> <p>(オ) 代表者の権限</p> <p>(カ) 構成員の出資の割合</p> <p>(キ) 構成員の責任</p> <p>(ク) 取引金融機関</p> <p>(ケ) 決算</p> <p>(コ) 利益金の配当の割合</p> <p>(カ) 欠損金の負担の割合</p> <p>(シ) 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置</p> <p>(ス) 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する措置</p> <p>(セ) 解散後の瑕疵担保責任</p> <p>(ソ) その他必要な事項</p> <p>イ 共同企業体の構成員数は5者以内であること。</p> <p>ウ すべての構成員が、15パーセント以上の出資比率であること。</p> <p>エ 代表者の出資比率が構成員中最大であること。</p>	<p>オ すべての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>カ すべての構成員は、(1)アからオまでの要件をすべて満たすこと。</p> <p>キ (1)カからクまでの要件をすべて満たすこと。</p> <p>ク 共同企業体の構成員が協同組合の場合、当該組合の組合員は、単一企業・法人又は他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(3) 共同企業体の存続期間</p> <p>ア 県業務の相手方となった者</p> <p>イ 県業務に係る委託契約の履行後3か月を経過する日まで</p> <p>イ 県業務の相手方とならなかった者</p> <p>本業務に係る委託契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 入札参加資格確認申請提出書類</p> <p>(1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式1)</p> <p>(2) 予定管理技術者調書 (様式2-1)</p> <p>(3) 予定技術者調書 (様式2-2)</p> <p>(4) 同種業務の履行実績調書 (様式3)</p> <p>(5) 公共ネットワーク維持管理業務委託に係る技術提案書 (様式4)</p> <p>(6) 誓約書 (様式8)</p> <p>(7) 共同企業体の場合は、共同企業体協定書</p> <p>(8) 添付資料</p> <p>(詳細は、入札説明書 別添1「一般競争入札参加資格確認申請提出書類作成要領」による。)</p> <p>4 入札手続き等に関する事項</p> <p>(1) 担当課</p> <p>郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号</p> <p>佐賀県統括本部情報・業務改革課 ネットワーク担当 (新行政棟5階)</p> <p>電話 0952-25-7390 FAX 0952-25-7299</p> <p>E-mail jouthou-gyounmu@pref.saga.lg.jp</p>
--	--

<p>(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間</p> <p>ア 交付方法 佐賀県ホームページ（URL:http://www.pref.saga.lg.jp/web/nyusatu.html）の「入札案内」に掲載</p> <p>イ 交付期間 平成20年11月28日（金）から平成20年12月12日（金）まで</p> <p>(3) 入札参加資格確認申請書の受付期間、場所及び提出方法</p> <p>ア 受付期間 平成20年12月15日（月）から12月17日（水）までの9時から17時まで</p> <p>イ 受付場所 上記4(1)に同じ</p> <p>ウ 提出方法 持参又は郵送によること。</p> <p>なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、平成20年12月17日（水）必着とする。</p> <p>(4) 競争入札参加資格の確認</p> <p>ア 入札参加希望者に求められる義務</p> <p>イ 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、平成20年12月17日（水）までに、別に定める入札参加資格確認申請書を4(1)まで持参し、又は郵送すること。</p> <p>(4) 入札者は、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>イ 審査委員会における審査</p> <p>ロ 提出された書類を審査委員会において審査のうえ、入札参加資格の適否を決定する。</p> <p>(4) 競争入札参加資格の確認結果は、平成21年1月6日（火）までに通知する。</p>	<p>(ウ) 通知の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由の開示を平成21年1月8日（木）までに4(1)の担当課に書面で請求することができる。</p> <p>(5) 入札者の資格の喪失</p> <p>入札者は入札日時までにおいて、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。</p> <p>ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。</p> <p>イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。</p> <p>ウ 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき。</p> <p>エ その他本件貸借契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。</p> <p>(6) 入札の日時及び場所</p> <p>ア 日 時 平成21年1月15日（木） 10時30分</p> <p>イ 場 所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁 新行政棟72号会議室（新行政棟7階）</p> <p>ウ 入札方法 持参又は郵送によること。</p> <p>なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、平成21年1月14日（水）までに必着とする。</p> <p>(7) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第1項の規定に基づき、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。ただし、規則第103条第3項第1号に該当する場合は免除する。</p> <p>イ 契約保証金</p>
--	---

<p>契約締結の際に、予定額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、規則第115条第3項第1号に該当するときは納付を免除する。</p> <p>(8) 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 入札保証金が上記(7)に規定する金額に達しない者</p> <p>オ 一人で二以上の入札をした者</p> <p>カ 代理人でその資格のないもの</p> <p>キ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者</p> <p>(9) 入札方法に関する事項</p> <p>入札金額は、機器本体及び搬入設置費用、機器設定、現機器の撤去費等の総額で行うこと。</p> <p>また、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の105を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望額に105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。</p> <p>(10) 入札の撤回</p> <p>入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。</p> <p>(11) 入札の中止</p> <p>天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができない場合は、これを中止する。</p>	<p>(12) 落札者の決定方法</p> <p>ア 本調達契約にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であって予定価格の105分の100を乗じて得た額の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを契約の相手方とする。</p> <p>イ 落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(13) 再度入札に関する事項</p> <p>各人の入札のうち予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。</p> <p>再度入札は3回までとし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。</p> <p>(14) 契約条項を示す場所</p> <p>4(1)に同じ</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続、契約の履行に用いる言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 契約書の作成の要否</p> <p>(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報の他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。</p> <p>(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。</p> <p>(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。</p>
---	---

<p>(6) 本入札について、平成20年11月議会において当該業務の予算（債務負担行為）が成立しない場合は、中止する。</p> <p>なお、この場合は、佐賀県公報及び佐賀県ホームページにより公告する。</p> <p>(7) 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）の定めるところによる。</p> <p>(8) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>6 Summary</p> <p>(1) Subject Matter of the Contract : Public network maintenance management business consignment</p> <p>(2) Fulfillment Period: From day of the contract to March 31, 2012</p> <p>(3) Bid Description Posting Date Download from the Saga Prefecture Website at http://www.pref.saga.lg.jp/ (Available from November 28, 2008 to December 12, 2008) .</p> <p>(4) Date and Time for Opening Bids and Tenders: The tenders meeting will begin promptly at 10:30 a.m. on January 15, 2009. If sending the tenders by mail, they must be sent by registered post and received by January 14, 2009. The meeting for the opening bids will begin promptly at 10:30 a.m. on January 15, 2009.</p> <p>(5) For More Information, Contact : Information and Operations Improvement Division, General Management Headquarters, Saga Prefectural Government 1 - 1 - 59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, Japan 840 - 8570</p>	<p>Tel 0952-25-7390 Fax 0952 - 25 - 7299</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）相知地区伊岐佐下換地区の換地計画を定め、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、利害関係人でのこの換地計画に異議のある方は、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成21年1月20日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1）に提出してください。</p> <p>平成20年11月28日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（中山間地域総合整備）相知地区伊岐佐下換地区の換地計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成20年12月1日から平成21年1月5日まで</p> <p>3 縦覧の場所 唐津市役所</p>
	<p>○ 問合せ</p> <p>◎ 佐賀県農林事務所</p> <p>〒 唐津市 各保健事務所</p>

保健福祉事務所処務規程及び佐賀県本庁決裁等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

保健福祉事務所処務規程及び佐賀県本庁決裁等規程の一部を改正

する訓令

(保健福祉事務所処務規程の一部改正)

第一条 保健福祉事務所処務規程(平成十八年佐賀県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第二十一号中「第六十八条第一項において準用する民法第五十七條」を「第四十六條の四第六項」に改める。

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第二条 佐賀県本庁決裁等規程(平成十六年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の第十一号の項中「公益法人に関する」を「公益認定等に関する」に、「公益法人に係る許可」を「公益認定等に係る認定」に改める。

別表第三の国際課の国際化に対応した環境づくりに関する事務の項中「財団法人佐賀県国際交流協会」の次「(平成2年2月7日に財団法人佐賀県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表の長寿社会課の財団法人佐賀県長寿社会振興財団の指導に関する事務の項の種類の欄中「財団法人佐賀県長寿社会振興財団」の次「(平成3年3月1日に佐賀県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。以下この項において同じ。)」を加え、同表の職員課の職員の派遣に関する事務の項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。

○ 教育委員会事項

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う佐賀県教育委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則第十四号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う佐賀県教育委員会規則の整理に関する規則

(佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部改正)

第一条 佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第十三号中「公益法人の設立及び」を削る。

(佐賀県教育庁組織規則の一部改正)

第二条 佐賀県教育庁組織規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の総務課の分掌事務の第八号中「公益法人及び」を削り、同条の教職員課の分掌事務の第八号中「財団法人佐賀県教育職員互助会」の下に「昭和四十七年十二月一日に財団法人佐賀県教育職員互助会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

(教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十七年佐賀県教育委員会規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「次に掲げる条例等」を「佐賀県教育委員会の主管に属する公益

信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和六十年佐賀県教育委員会規則第五号)第二十七条」に改め、同条各号を削る。

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第四条 博物館の登録に関する規則(昭和二十八年佐賀県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二号様式の注中「民法法人、宗教法」を「一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人」に改める。

(佐賀県教育委員会の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

第五条 佐賀県教育委員会の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和三十九年佐賀県教育委員会規則第十六号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

●佐賀県教育委員会訓令甲第一号

本 庁

教育事務所

県立学校

教育庁専決規程及び佐賀県立学校長の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

教育庁専決規程及び佐賀県立学校長の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令

(教育庁専決規程の一部改正)

第一条 教育庁専決規程(平成七年佐賀県教育委員会訓令甲第二号)の一部を

次のように改正する。

第三条第二項第三号中「公益法人の設立の許可及び」を削る。

第五条第十二号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(佐賀県立学校長の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部改正)

第二条 佐賀県立学校長の権限に属する事務の専決等に関する規程(昭和五十六年佐賀県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の第七号中「財団法人佐賀県教育職員互助会」の下に「(昭和四十七年十二月一日に財団法人佐賀県教育職員互助会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

附則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

○ 人事委員会事項

一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する規則(平成十五年佐賀県人事委員会規則第4号)第11条第1項の規定により読み替えて適用する佐賀県職員の任用に関する規則(昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号)第6条の規定により、平成20年度佐賀県任期付職員採用試験(短期大学卒業程度)を次のとおり行います。

平成20年11月28日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 四 平

1 試験の区分

生活指導員

2 受験資格

- (1) 平成元年4月1日までに生まれた者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号(準禁治産者を含む。)のいずれかに該当する者は、受験することができません。

3 任用期間

1年間。ただし、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することがあります。

4 第1次試験

- (1) 試験の実施日

平成21年1月18日(日曜日)

- (2) 試験地

佐賀市

- (3) 試験種目及び内容は次の表のとおりとし、教養試験及び専門試験の出題分野は別表のとおりとします。

試験種目	内 容
教養試験	短期大学卒業程度の一般的知識及び知能についての五枝択一式問題20問による筆記試験
専門試験	短期大学卒業程度の専門的知識についての五枝択一式問題20問による筆記試験
論文試験	思考力、総合的判断力、論理性、文章による表現力等についての筆記試験

なお、論文試験は第1次試験で実施しますが、第1次試験合格者発表後に第1次合格者のみ採点し、最終合格者の決定に使用します。

- (4) 第1次試験合格者発表

平成21年1月29日(木曜日)に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。

5 第2次試験

- (1) 試験の実施日

平成21年2月中旬～下旬(予定)

第1次試験合格者に文書で通知します。

- (2) 試験地

佐賀市

- (3) 試験種目

面接試験、適性検査及び身体検査

6 最終合格者発表

平成21年3月上旬に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。

7 採用候補者名簿及び採用方法

採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を成績順に記載します。採用は、名簿に基づき、任命権者に提示した者のうちから任命権者が行います。

8 試験案内書及び受験申込書の交付

- (1) ホームページからダウンロードする方法

佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)から様式をダウンロードし、所定の用紙に印刷して使用してください。

- (2) 交付場所

佐賀県人事委員会事務局
さか元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)

佐賀県税事務所

唐津県税事務所

武雄県税事務所

産業技術学院

鳥栖農林事務所

伊万里農林事務所

鹿島農林事務所

神埼土木事務所

首都圏営業本部

関西・中京営業本部

(3) 郵送による請求方法

封筒の表に「任期付請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の定形の返信用封筒(角形2号封筒(縦33.2センチメートル横24センチメートル程度))を必ず同封し、佐賀県人事委員会事務局に請求してください。

9 受験申込の方法

(1) インターネット申込みの場合(推奨)

佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力してください。

(2) 持参又は郵送の場合

提出先 佐賀県人事委員会事務局(郵便番号840—8570 佐賀市内一丁目1番59号 県庁内)

受験申込書に所定の事項を記入し、受験票送付用の80円切手をはり付けて提出してください。

10 申込みの受付期間

(1) インターネット申込みの場合

平成20年12月1日(月曜日)の9時から平成20年12月19日(金曜日)の17時までに受信したものを受け付けます。

(2) 持参の場合

平成20年12月1日(月曜日)から平成20年12月19日(金曜日)までの8時30分から17時までの間に受け付けます。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(3) 郵送の場合

平成20年12月1日(月曜日)から受け付けます。
なお、12月19日(金曜日)の消印のあるものまで有効とします。

11 問い合わせ先

佐賀県人事委員会事務局

郵便番号 840—8570 佐賀市内一丁目1番59号

電話 直通 0952—25—7295

別表

教養試験出題分野一覧表

出題分野
社会科学、人文科学、自然科学、文章理解(英文を含む。)判断推理、数的推理、資料解釈等
専門試験出題分野一覧表
専門分野
心理学、社会学、社会福祉、精神保健等

○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県公安委員会

委員長 山口久美子

◎佐賀県公安委員会規則第十二号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則(平成六年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「公益法人」を「特例民法法人」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十一月二十八日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

●佐賀県公安委員会規則第十三号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五年佐賀県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する事務の項及び破産法(大正十一年法律第七十一号)に規定する事務の項を削り、同表のストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)に規定する事務の項の次に次のように加える。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第83号)に規定する事務	第14条第1項	インターネット異性紹介事業者に対するインターネット異性紹介事業の停止命令
	第14条第2項	インターネット異性紹介事業者に対するインターネット異性紹介事業の廃止命令
	第15条第2項第2号	インターネット異性紹介事業者に対するインターネット異性紹介事業の停止命令

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

佐賀県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

●佐賀県公安委員会規則第十四号

佐賀県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

佐賀県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和五十九年佐賀県公安委員会規則第五号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、平成20年11月7日付けで少年指導委員を次のおり委嘱した。

平成20年11月28日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

氏名及び住所	活動の区域
田中 俊雄 唐津市東唐津二丁目1番10号	唐津市のうち、西城内、南城内、北城内、大名小路、材木町、十人町、魚屋町、呉服町、中町、京町、本町、木綿町、刀町、町田、高砂町、紺屋町及び米屋町

次のとおり落札者等について公告します。

平成20年11月28日

収支等命令者

佐賀県警察本部警務部会計課長 古岡 初彦

1 借入物品の名称及び数量
佐賀県警察高度情報通信ネットワークシステム用機器及びソフトウェア一式

2 契約相手方を決定した手続
一般競争入札

3 入札公告を行った日
平成20年 7月25日

4 落札を決定した日
平成20年 9月16日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 NECリース株式会社 九州支社長 本田 英成

(2) 住所 福岡市博多区御供所町1番1号

6 落札価格 146,664,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県警察本部警務部会計課用度係

(2) 所在地 佐賀市松原一丁目1番16号

○ 東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道規程第四号

佐賀県東部工業用水道職員就業規程(昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第六号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

第五条第三項及び第七条第一項中「ことがある」を「ことができる」に改める。

第八条中「こえない」を「超えない」に、「ことがある」を「ことができる」

に改める。
第九条中「こえない」を「超えない」に、「を与える」を「が与えられる」に改める。

第九条の二及び第九条の四中「ことがある」を「ことができる」に改める。

第十一条第二号中「証人、鑑定人、参考人」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人等」に改め、同条第五号中「小学校」を「中学校」に改め、「配偶者の子を含む」の下に「。以下この号において「子」といつ」を、「五日」の下に「(子が二人以上の場合にあつては、六日)」を加え、同条第七号中「風、水、震、火災その他」を「地震、水害、火災その他の」に、「しや断」を「遮断」に、「と絶」を「途絶」に改める。

第十二条第一項及び同条第二項中「ことがある」を「ことができる」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第二号の改正規定は平成二十一年五月二十一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十一月二十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社